

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱

改正 平成13年 1月6日一部改正

改正 平成15年10月1日一部改正

(目的)

第1 この要綱は、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和36年法律第155号。以下「法」という。)に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が実施する社会福祉施設職員等退職手当共済事業における退職手当金の支給に要する費用について法第19条の規定により県が行う補助に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の方法)

第2 県は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、法に基づく退職手当金の支給に要する費用の一部を補助する。

(補助金の額)

第3 補助金の額は、毎事業年度、厚生労働省社会・援護局長が定める単位金額に相当する額に毎事業年度8月1日以降において機構が被共済職員原簿により確定する当該事業年度4月1日における県内の被共済職員の数に乗じて得た額の範囲内の額とする。

(補助の条件)

第4 知事は、補助金を交付するにあたっては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助金は、退職手当金の支給に要する費用以外に使用してはならないこと。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。

(補助金の返還)

第5 知事は、機構が、第4により付した条件に違反したときは、補助金の交付を取り消し、若しくはその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(申請の手続)

第6 機構は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による申請書を別に指示する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第7 機構は、補助金の請求をしようとするときは、様式第2号による請求書を知事に提出しなければならない。

(概算払い)

第8 知事は、必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

(提出部数)

第9 この要綱に基づき機構が知事に提出する書類は、正本のほか、副本1通とする。

(事業実績報告)

第10 機構は、毎事業年度、様式第3号による事業実績報告を、当該事業年度終了後1月以内に知事に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和40年4月1日から適用する。